

(平成25年1月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成7年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月30日から同年7月1日まで

私は、A事業所において、昭和63年4月1日から平成7年6月30日まで勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたのに申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。退職日（平成7年6月30日）に支払われた給与と一緒に受け取った平成7年分給与所得の源泉徴収票を提出するので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成7年分給与所得の源泉徴収票について、A事業所の事業主は、「当該源泉徴収票は、当事業所が申立人に交付したものに相違ない。また、当事業所の給与支払日は、月の末日である。」旨回答している上、当該源泉徴収票を見ると、退職日は申立人の主張どおりの7年6月30日と記載されており、社会保険料等の金額は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を含む金額となっていることが確認できることから、申立人は、申立期間も同事業所で勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における平成7年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を平成7年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪

失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和41年9月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月26日から同年11月1日まで

年金事務所からの連絡により、A社でD職として、勤務していた申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。私は、同社で申立期間も正社員として継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和41年9月26日にA社E店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和41年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社C支店は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いものの、同僚の供述等により、同事業所の事業が物の販売であり、申立期間当時、同事業所は常時5人以上の従業員を使用していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は保険料を納付したか否かについて不明としているが、A社C支店は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成2年12月1日から4年1月6日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年1月6日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、15万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年12月1日から4年1月6日まで
② 平成4年1月6日から7年10月26日まで

私は、A社で平成2年11月1日から4年1月5日までの期間、引き続きB社（現在は、C社）で同年1月6日から7年10月25日までの期間、いずれもD職等として勤務したが、厚生年金保険被保険者記録は、A社で勤務した期間のうち、2年11月1日から同年12月1日までの1か月間のみの加入となっている。

しかし、私は、申立期間①及び②において、両社で継続して勤務していたので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日は平成2年12月1日と記録されているところ、同記録は、同社が適用事業所でなくなった日（平成4年1月6日）の約2か月後の4年3月3日付けで3年10月の定時決定の記録を取り消した上、当該資格喪失の処理が行われている。

しかしながら、A社の会長の供述から、申立人が申立期間①において、同社で勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る商業登記簿によると、申立人は、申立期間①において取締役であるが、前述の会長は、「申立人の職種はD職等であり、社会保険事務及び給料関係事務は、代表取締役が行っていた。」旨供述していることから、申立人が当該処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、上記資格喪失に係る遡及処理は事実即した

ものとは考え難く、社会保険事務所（当時）が行った当該遡及処理に合理的な理由は見当たらず、有効な遡及処理があったとは認められないことから、申立人のA社に係る資格喪失日は、同社が適用事業所でなくなった平成4年1月6日と訂正することが必要であると認められる。

また、平成2年12月から3年12月までの標準報酬月額については、社会保険事務所の当該処理前の記録から、15万円とすることが妥当である。

申立期間②について、B社の会長及び同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人は、同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は、平成7年10月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、C社の代表取締役は、「当時の資料が無く、事情は全く分からない。」旨回答している。

また、申立期間②当時の代表取締役二人は、所在不明であり、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。